

認知症高齢者の方を介護している方へ

高齢者おかえり支援事業のお知らせ

認知症の高齢者の方が外出した際に自分がどこにいるのかわからなくなったり、自宅に戻れなくなった時に、早期に発見できるよう高齢者の方の情報を事前に登録し、高齢者ご本人の安全とご家族への支援を図るための事業です。

●利用について ～勇気をだして事前登録を～

対 象 者 市内在住で認知症などにより行方がわからなくなる恐れのある方

利用の流れ

①登録申請

利用を希望する方は、「登録申請書」を高齢福祉課又は行政局市民課に提出して下さい。

②田村市地域包括支援センター職員の訪問

田村市地域包括支援センター職員が訪問し、登録情報についての聞き取りと写真撮影を行います。また、見守りグッズをお配りし、常日頃の見守り方、介護サービスの利用等についてアドバイスします。

●ネームプレート



●名刺



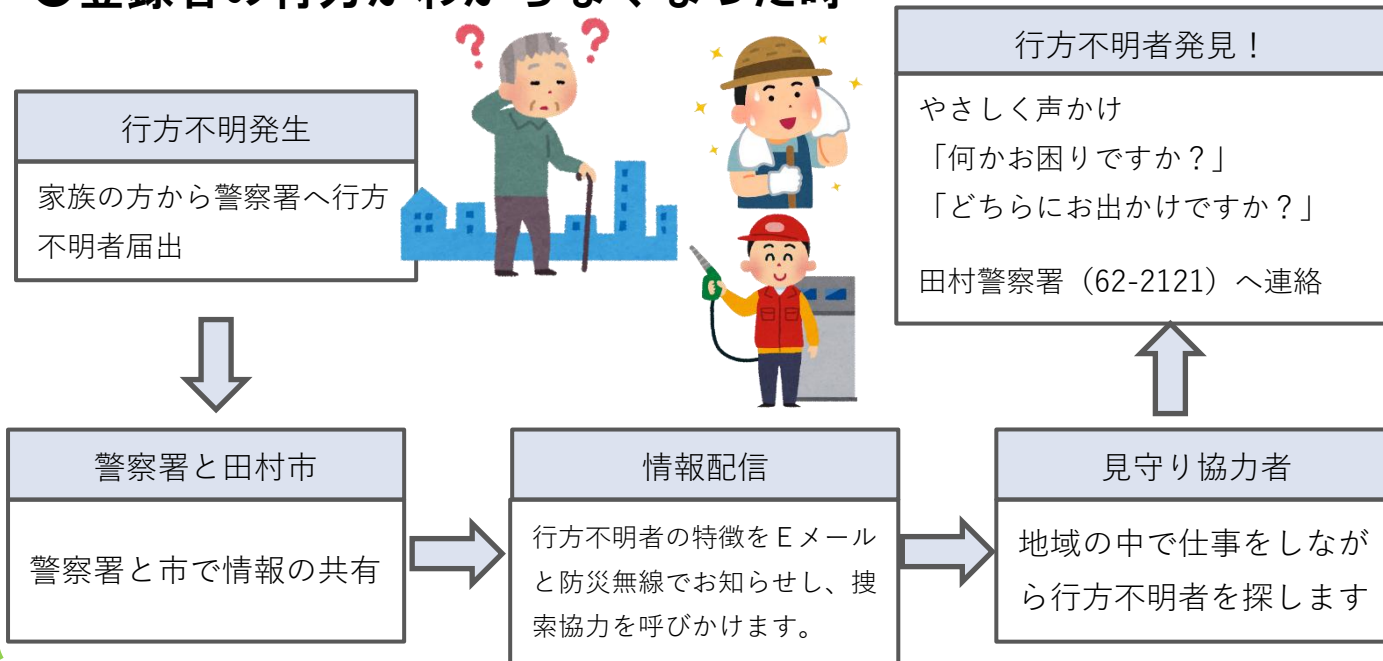
●靴用ネームシール



●アイロンプリントネーム



●登録者の行方がわからなくなった時



認知症高齢者等個人賠償責任保険事業のお知らせ（詳細は裏面）

この事業は、高齢者おかえり支援事業に登録されている方を対象として、日常生活において法律上の損害賠償責任を負った場合や、交通事故等による死亡、後遺障害等に対して保険金が支払われるというものです。保険加入には別途申請が必要ですので、裏面をご確認のうえ、おかえり支援事業と一緒に申請していただきますようお願いいたします。

田村市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業のご案内

本事業は、「田村市高齢者おかえり支援事業」に登録されている方が、日常生活で法律上の損害賠償責任を負った場合や、交通事故等による死亡や後遺障害等に対して保険金が支払われるというものです。田村市が保険契約をするので、保険料の自己負担はありません。

被害者との示談交渉は原則として保険会社が代行します。また、責任無能力者が事故を起こした場合、家族や監督義務者等が補償を受けることができます。

対象

田村市高齢者おかえり支援事業に登録されている方で次に該当する方

①田村市内に住所を有し、住民基本台帳に登録されている方

②在宅生活をしている方※

※「介護サービス施設等に入所、入居していない方」、「病院、診療所に入院していない方」、「社会福祉施設に入所していない方」

補 償 内 容

個人賠償責任保険

日常生活で他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。

●例えば...

- ・ 自転車に乗って通行人にケガをさせてしまった。
※自分で自動車を運転した場合の交通事故は補償の対象にはなりません。
- ・ 買い物中に店頭の商品を落として壊してしまった。
- ・ 線路への立ち入りで電車等を運行不能にさせてしまった。

●補償額：最大1億円

傷害保険

交通事故等によるケガを原因として死亡または後遺障害を負った場合に保険金が支払われます。

●例えば...

- ・ 自動車や自転車等にはねられた。
- ・ 自転車に乗っていて転倒した。
- ・ 駅のホームで他人にぶつかって転倒した。

●補償額：死亡・後遺障害 最大50万円



見舞費用補償

偶然な事故で他人にケガをさせ、ケガをされた方が死亡した場合に見舞費用が支払われます。

●偶然な事故で他人にケガをさせ、ケガをされた方がその事故の直接の結果として180日以内に死亡した場合、賠償責任の有無を問わず見舞い費用が支払われます。

●補償額：15万円

問い合わせ先

田村市地域包括支援センター

68-3737

田村市ふねひき地域包括支援センター

73-8762

田村市役所高齢福祉課

82-1115